

持続可能なみらいの
都市づくりビジョン（原案）

目 次

序章 はじめに	1
1. 策定の背景	1
2. 位置付けと対象区域	3
3. 都市計画マスタープランの関係性	4
4. 構成	5
第1章 都市構造上の現状と課題	6
1. 都市構造上の現状	6
2. 都市構造上の課題	36
第2章 都市づくりの方針	43
1. 都市づくりの方針の考え方	43
2. 都市づくりの方針	44
第3章 目指すべき都市の骨格構造と居住や都市機能に関する設定	49
1. 目指すべき都市の骨格構造	49
2. 居住ゾーンにおける区域の設定	54
3. 拠点における区域・施設の設定	57
4. 本章のまとめ	64
終章 おわりに	65
1. 本資料のまとめ	65

序章 はじめに

「持続可能なみらいの都市づくりビジョン」（以下、「本ビジョン」という。）は、人口減少・少子高齢化の進展など社会情勢の変化に対応し、持続的な発展を可能とする目指すべき都市像の実現に向けた指針となるものです。

本章では、本ビジョンの「策定の背景」、「位置付けと対象区域」、「都市計画マスタープランの関係性」、「構成」を示します。

1. 策定の背景

（１）これまでの都市計画マスタープランによる都市づくり

本市の都市づくりにおける既存計画である都市計画マスタープランは、本市の特色を踏まえた目指すべき都市像とその実現のため、都市づくりの方針を示すものとして、平成 17 年（2005 年）に策定されました。

令和 3 年（2021 年）6 月の改定では、人口減少・少子高齢化の進展、未曾有の大規模災害の発生、さらには新型コロナウイルス感染症による生活様式や社会経済への影響など、社会情勢の変化の中で、生活の利便性や都市の活力を維持し、豊かな自然や歴史、文化、住環境などの魅力あるまちを次の世代に継承していくための将来像や都市づくりの方向性を示すものとして既存の計画や施設、現在の都市の骨格を継承し続ける方針を示したものとなっています。

（２）これからの都市づくりに求められる視点

人口減少と超高齢社会の到来による今後の都市経営に関する問題は、全国的に大きな課題となっています。本市においては、人口減少・少子高齢化の進展も避けられない課題であるほか、公共施設・インフラ施設の将来更新費用による安定的な財政運営への影響が大きな課題です。既にコンパクトなまちが形成されていますが、「この魅力あるまちを維持し続ける」こと、また、「子育て世代や高齢者などすべての世代が健康で快適に暮らし続けられる」都市づくりが必要です。そのことから、立地適正化計画制度を活用し、医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能や居住を集約する区域の設定や施設の誘導を図り、持続的に発展する都市経営の視点が求められています。

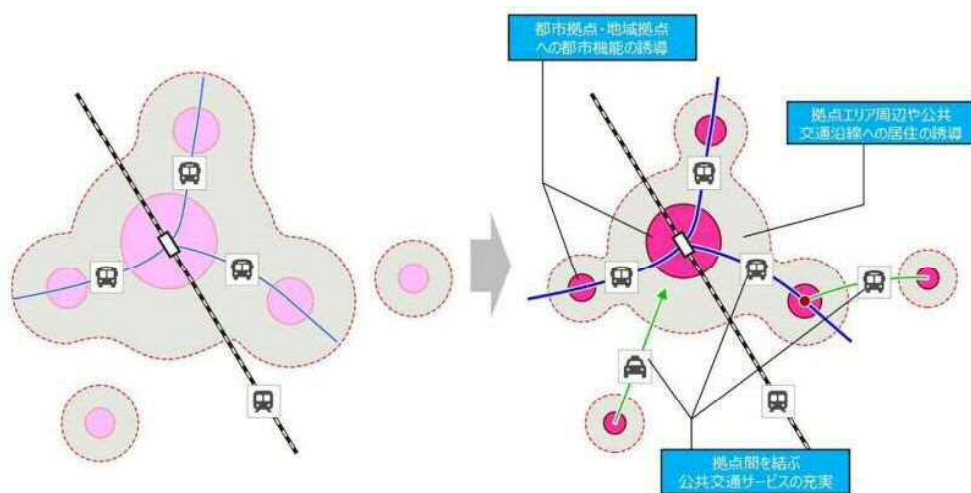
（３）これからの都市計画マスタープランによる都市づくり

前述の視点に基づき本ビジョンを策定します。令和 7 年度（2025 年度）の都市計画マスタープランの見直しの際に、本ビジョンの実現のための具体的な施策等を検討したうえで、本ビジョンと一体となる都市計画マスタープランを策定し、これからの都市づくりを進めていきます。

補足説明資料

立地適正化計画とは・・・

平成 26 年（2014 年）の都市再生特別措置法の一部改正により、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能としていくため、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えで都市づくりを進めていくことを目的として立地適正化計画の制度が示されています。立地適正化計画は都市全体を見渡したマスタープランとして都市計画マスタープランの高度化版として位置づけられます。



☒ - コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ

表 - 都市計画マスタープランと立地適正化計画の根拠法と役割

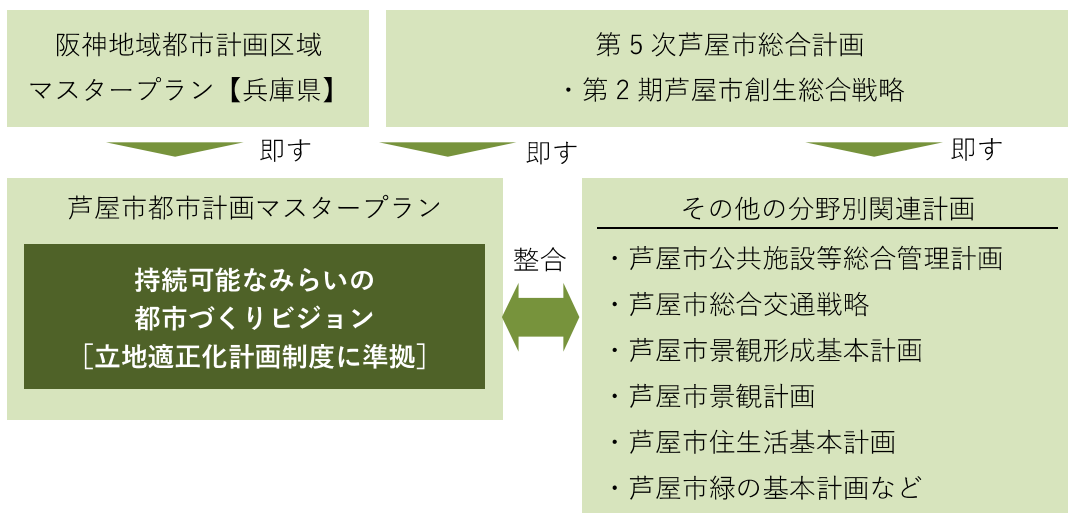
都市計画マスタープラン		立地適正化計画
根拠法	都市計画法第 18 条の 2	都市再生特別措置法第 81 条第 1 項
役割	将来の都市構造や都市計画（土地利用、都市施設等）に関する基本方針を示すことにより、市民や事業者とともに秩序あるまちづくりを進めていくための指針となるもの	コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造への転換を目的に、医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能や居住を集約する区域を設定し、誘導を図るもの
対象区域	都市計画区域または市町村全域	都市計画区域

2. 位置付けと対象区域

本ビジョンは、総合計画（第5次芦屋市総合計画・第2期芦屋市創生総合戦略）及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（阪神地域都市計画区域マスタープラン）に即した芦屋市都市計画マスタープランと合わせて、都市全体を見渡した包括的なマスタープランとしての性質を有します。

本ビジョンにおいては、本市における今後の人口減少・少子高齢化に対応した都市づくりを進め、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造の維持に資する具体的な区域や施策を定めるため、芦屋市総合交通戦略と連携を図ります。また、居住・都市機能に関わる幅広い分野を包含したコンパクトな都市づくりを推進するため、交通、防災、産業（商業等）、環境、医療、高齢者福祉、子育て等の分野と連携を図るものとしします。

また、本ビジョンは芦屋市全域を対象とし、おおむね20年後の都市像を見据えたものとしします。



図－計画の位置づけ

3. 都市計画マスタープランの関係性

本ビジョンと都市計画マスタープランの関係性を以下に示します。

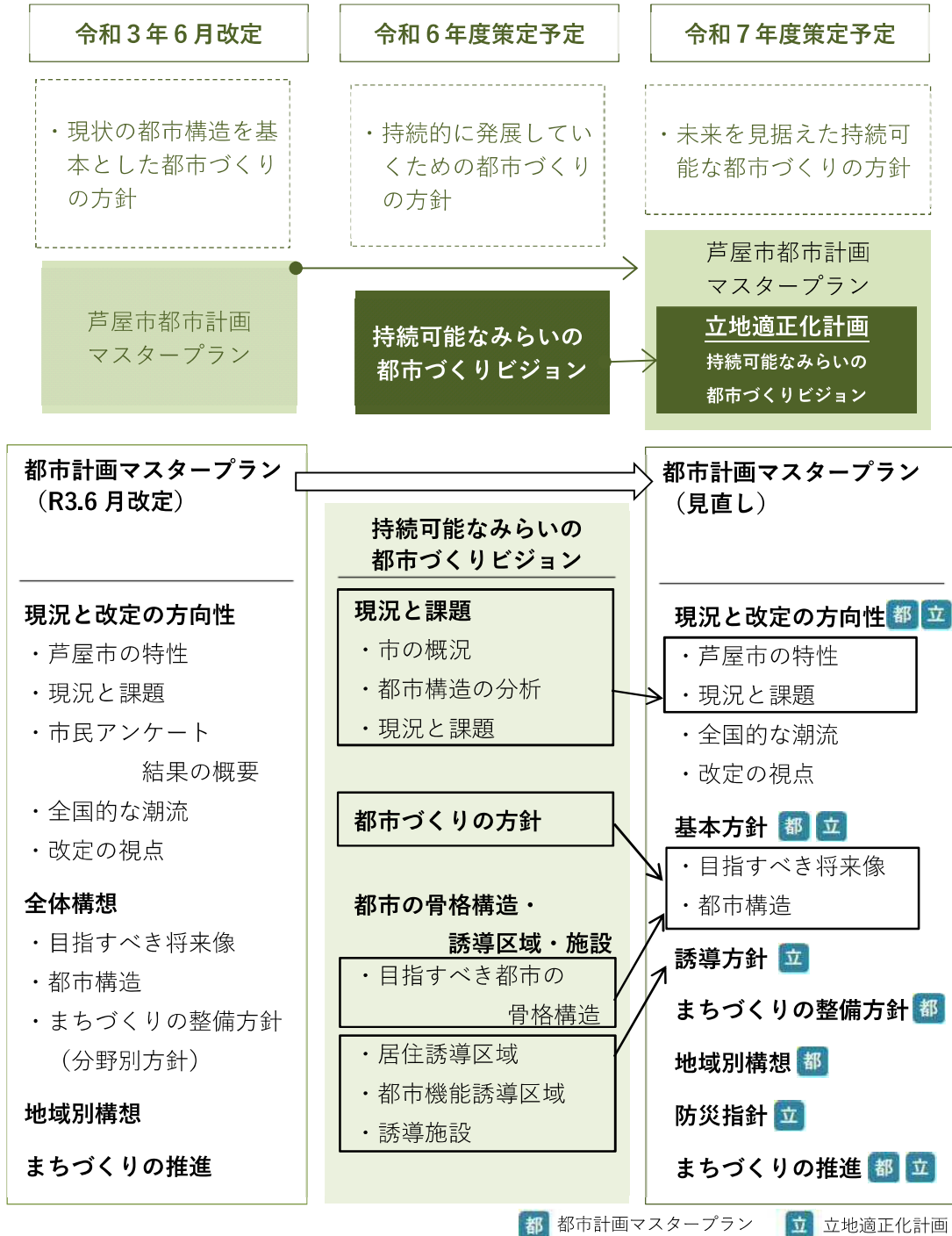


図 - 都市計画マスタープラン、本ビジョンの関係性

4. 構成

序章では、本ビジョンの策定の背景や位置付けと対象区域、都市計画マスタープランとの関係性、構成を示します。

第1章では、人口動向や都市機能の分布状況、財政の見通しや災害リスクなど、都市構造上の現状と課題を示します。

第2章では、都市構造上の現状と課題を踏まえ、持続的に発展していくための都市づくりの実現に向けた都市づくりの方針の設定の考え方とその内容について示します。

第3章では、都市構造上の現状と課題、都市づくりの方針を踏まえ、目指すべき都市の骨格構造と居住や都市機能に関する区域や施設の設定を示します。

終章では、本資料のまとめと今後の取組みを示します。



図 - 本ビジョンの構成